

西部パレット利用者連絡会規約

1 名称

この会は、西部パレット利用者連絡会（以下「連絡会」という）という。

2 目的

この会は、静岡県西部地域交流プラザ（以下「西部パレット」という）の利用者、静岡県、西部パレットの指定管理者（以下「指定管理者」という）などの関係者間との連携を図りながら、市民の多様なニーズへの対応や様々な社会的課題に取り組む市民活動を、自主的、自立的に成長・発展させていくことを目的とする。

3 活動

この会は、目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 西部パレットの設置目的を理解し、責任ある利用者としてその活用を広く勧める活動
- ② 市民活動の活性化に必要な利用者相互の情報交換や連絡調整に関する活動
- ③ 各利用者間の相互連携の促進のために必要な活動
- ④ 西部パレットの機能向上のため、県および指定管理者との連絡調整に関する活動
- ⑤ ①から③までのほか、この会の目的を達成するための活動

4 会員

- (1) この会の会員は、西部パレットを利用する団体または個人とする。
- (2) 西部パレット利用登録票がこの会の入会申込書を兼ねるものとする。
- (3) 会員が、西部パレット若しくは代表からの連絡に1年以上応答がない場合には、その資格を喪失する。

5 役員および幹事会

- (1) この会に、全体会の選任により次の役員を置くことができる。
 - ① 代表 1名
 - ② 幹事 5名以上
- (2) 役員の任期は、1年とする。
- (3) 幹事会は、代表が必要に応じて招集する。
- (4) 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立する。
- (5) 幹事会は、連絡会の活動を円滑に進めるための業務を遂行する。

6 会議

- (1) 会議は、全体会の1種とする。
- (2) 全体会の参加には、会員であることを要しない。
- (3) 全体会は代表が招集する。
- (4) 全体会は、出席会員が20名以上の時に成立する。なお、この場合において審議事項に関して委任を申し出た者は出席した者とみなす。
- (5) 全体会の議案は、出席会員の過半数により決定する。

7 事業年度

連絡会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

8 事務処理

- (1) 連絡会の事務は、指定管理者の協力を得て処理する。
- (2) 連絡会の事務処理を適正に行なうために指定管理者内に事務局を設置することができる。
- (3) 事務局は、代表が任免するものとする。

附則

この規約は、平成22年3月20日より施行する。